

全建事発第 072 号

令和元年 9 月 17 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会長 近藤 晴貞

[公 印 省 略]

建設業法第 8 条の改正に伴う、  
建設業法施行規則及び建設業許可事務ガイドラインの改正について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省から本会に対し、建設業法第 8 条の改正に伴う、建設業法施行規則及び建設業許可事務ガイドラインの改正について通知がありました。

通知の内容は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）により、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 8 条が改正され、欠格事由のうち「成年被後見人又は被補佐人」が「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの」に改められ、その施行に伴い、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）及び「建設業許可事務ガイドライン」（平成 13 年国総建第 97 号）の改定を行ったというものです。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして、貴協会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・ 国土交通省通知文
- ・ 建設業許可事務ガイドライン
- ・ 診断書作成例
- ・ 施行規則 案文（抜粋）

(担当) 事業部 木下

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp